

令和 6 (2024) 年度

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

## 事業計画

社会福祉法人 朋岳園

朋岳園ケアハウス

朋岳園地域介護サービスセンター

居宅介護支援事業所

通所介護事業所

訪問介護事業所

サービス付き高齢者向け住宅 さくら咲く

特定施設入居者生活介護事業所

# 朋岳園ケアハウス

第1種社会福祉事業

ケアハウス

平成11年10月1日開設

定員：50名

(事業の目的)

食事や入浴などの生活の基本となるサービスを提供すると共に、相談援助・余暇活動や生きがいづくりを支援し、生活支援と介護予防の実践に努める。

(運営方針)

生活の場として高齢者の特性に配慮した住みよい住宅を提供し入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かな生活できるよう相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援、入居者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう万全を期することを基本とする。

## 1. 年間行事予定

月	行 事	防災・点検
4月	お花見（弁当）	消防避難訓練 E.V.点検
5月	つつじ・バラ見学（ドライブ）	ボイラー設備点検
6月	七夕飾り作り 家族懇談会 救急法研修	エレベーター点検
7月	夏祭り（涼もう会）	
8月	もの作り体験ツアーハウス	水質検査
9月	お月見会 工場見学ツアーハウス	定期清掃（食堂・各廊下） 消防設備点検 貯湯槽清掃
10月	創立記念日 コスモス見学 文化祭作品展示会	消防避難訓練 エレベーター点検
11月	入居者・家族懇談会 紅葉見学 インフルエンザ予防接種	ボイラー設備点検
12月	クリスマス忘年会 餅丸め会	
1月	おせち料理 新春茶会 初詣	エレベーター点検
2月	植木市 いちご狩り	水質検査
3月	お花見	消防設備点検 定期清掃（食堂・廊下清掃）

## 2. クラブ活動

料理教室・フラワーアレンジメント教室・太極拳教室

健康体操・脳トレ教室・健康麻雀・カラオケ・映画上映会

# 朋岳園地域介護サービスセンター

## 居宅介護支援事業所

平成 12 年 4 月 1 日事業開始

### 事業方針

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その委託において

その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び、福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定のサービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (3) 正当な利用なくサービスの提供の拒否をしない。

### 目標及び計画

- ① 行政や地域包括支援センター等と有機的に連携し、地域包括ケアシステム構築に向けて介護サービス事業所として役割を果たす。
- ② 中重度者や支援困難ケース等へも積極的に対応できるよう質の高いケアマネジメントに取り組む。
- ③ 認知症や医療依存度の高いケース等にも対応できるよう地域医療連携等ネットワークを構築する。
- ④ 専門家として向上心を持ち、より良いケアマネジメントを展開できるよう研修やセミナーに積極的に参加し自己研鑽に努める。
- ⑤ 特定事業加算取得事業所としてその果たす役割を理解し、地域に貢献する。
- ⑥ 地域における福祉相談の窓口として、またそれを果たす健全な事業所運営を行なうため、月 75 件以上の持ちケースを目指す。

# 朋岳園地域介護サービスセンター

## 通所介護事業所

平成 11 年 10 月 23 日事業開始

### 事業の目的

介護保険法の理念に基づき要支援状態及び要介護状態にある利用者に対し適切な通所介護を実施し、総合的かつ効果的に支援していくことを目的とする。

### 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえ、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等で社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為、要支援状態及び要介護状態にある利用者に対し適切な通所介護を提供することを目的に事業を行います。

### 実施内容

- ①入浴サービス
- ②食事サービス
- ③排泄
- ④生活相談・援助
- ⑤健康状態の確認
- ⑥機能訓練指導
- ⑦レクリエーション・余暇活動
- ⑧送迎サービス

### 1. 年間行事予定

月	行 事	防災・地域交流その他
4月	お花見 買い物支援	消防避難訓練 1日会
5月	公園散策・買い物支援	1日会
6月	運動会 買い物支援	1日会
7月	公園散策・買い物支援	1日会
8月	夏祭り 体力測定	1日会
9月	敬老会 ぶどう園散策 買い物支援	1日会
10月	公園散策・買い物支援	消防避難訓練 1日会
11月	作品展示会 公園散策・買い物支援	ふくし祭り 1日会
12月	年忘れ会 買い物支援	1日会
1月	初詣 買い物支援	1日会
2月	節分 体力測定 買い物支援	1日会
3月	花見 買い物支援	1日会

### 2. 各種活動

- ①折り紙教室
- ②押し花教室
- ③フラワー アレンジメント教室
- ④書道教室
- ⑤おやつ作り
- ⑥手芸クラブ
- ⑦脳トレ
- ⑧料理教室
- ⑨さくらほりきり
- ⑩カラオケ
- ⑪共同制作活動
- ⑫ハーモニカ演奏
- ⑬フラダンス
- ⑭ひょっこ踊り
- ⑮手話ダンス

# 朋岳園地域介護サービスセンター

## 指定訪問介護事業所

平成 13 年 4 月 1 日事業開始

### 事業目的

介護保険法令に従い、利用者様が自宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援をすることを目的として、サービスを提供する。

### 運営方針

- ① 当事業所の訪問介護員等は要介護または要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、生活援助を行なうものとする。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。

### 職員研修会

毎月 1 回実施

# サービス付き高齢者向け住宅 さくら咲く

## 特定施設入居者生活介護事業所

(サービス付き高齢者向け住宅) 平成 24 年 7 月 1 日事業開始

(特定施設入居者生活介護事業) 令和 2 年 6 月 1 日事業開始

### 1.事業方針

本事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護その

他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の支援を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当事業所「さくら咲く」においてその有する

能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の方々の健康と快適な生活づくりに貢献します。また、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

### 2.サービスの質の確保

- ・人事評価結果のフィードバックや目標管理を行う。
- ・事業所内外の勉強会・研修会参加を支援する。
- ・従業員が将来展望を持てるキャリアパスを与える。
- ・従業員の自主的な能力開発を支援する。
- ・円滑な職場コミュニケーションが生まれる環境作りに努める。

### 3.設備に関する質の確保

- ・建物は、準耐火建築物である。
- ・スプリンクラー設備の設置による初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。
- ・非常警報設備の設置による火災の早期発見及び通報体制の整備により、円滑な消防活動が可能である。
- ・避難口の設置、避難路の確保により、速やかな避難が可能な構造である。
- ・各居室の定員は 1 人とし、プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さを有する。その他設備等は、サービス付き高齢者向け住宅の

登

録基準に適合する。

#### 4.介護サービスの内容

介護は、利用者的心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。「さくら咲く」も、利用者が可能な限り自立した毎日を過ごすことができるよう、介護スタッフの専門性の向上やサービスの選択など、利用者の一人ひとりの心身の状況等に応じた多様で質の高いサービスの提供を行えるよう日々努力しております。しかし、サ高住の現行サービスでは外部の介護サービスを利用して生活をするため、月額費用の変動があり、24時間のサポートは状態によっては引き受け困難な場合もあります。特定施設入居者生活介護の指定を受けることで「介護付き」「包括報酬」となり、費用が一定額で分かりやすく、24時間切れ目のないサポートを安心して受けられることは、入居者様またそのご家族にとっても安心感につながると考えます。利用者の立場に立って質の高いサービスの提供を行うため、サービスを支えるスタッフの資質向上に向けた研修の実施や、苦情相談体制の窓口を設置し、サービスの質の確保や向上を図ります。

#### 5.介護計画の取り扱い

管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させます。この介護計画は、利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項も含めたものとします。

なお、当該計画の作成及び実施にあたっては、利用者の希望を十分勘案するものとします。

#### 6.苦情や事故等の対応

事業所のマニュアルに基づき、必要な措置を行います。具体的には、相談

窓口の設置、苦情処理の体制およびマニュアルを作成し、その概要については利用者及びその家族に文書で交付するとともに事業所に掲示を行います。

また、利用者が安心して特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよ

う事故発生時の速やかな対応規定を作成します。万が一事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、その他関係者へ連絡を行うとともに

に、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。  
また、その記録は5年間保管しなければならないこととします。

## 7. 市町村、事業所、介護保険施設及び病院等との連携

市町村、事業所、介護保険施設及び病院等と連携し、利用者及びその家族

族に必要な情報を提供します。また、「くまもと成仁病院」を協力医療機関（医療・歯科）とし、利用者の入院や休日夜間等における対応につ

いて円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとします。

## 8. 地域及び家族との交流

地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体との連携及び協力をを行う等、地域との交流に努めることとします。また、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等、常に利用者家族との連携を図るとともに、「さくら咲く」が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会を確保できるよう努めます。

## 9. 地域包括ケアシステムにおける施設の役割

今後、在宅医療と介護の連携がますます必要となると考えます。地域包括ケアシステムにおける地域社会資源の一つとして、糖尿病等の慢性疾患を患う高齢者の住まいの役割を「さくら咲く」が担うことができます。また、地域包括ケアシステムの背景に見えてくる“終末期”を

を迎えた利用者の暮らしを支える介護付き住宅として「看取り」も深く関わっていくことができます。

地域包括ケアシステムにおける「さくら咲く」の役割は、ターミナル

アに深く関わっていくことと考えております。